

落 橋 防 止 装 置 工 の  
設 計 ・ 施 工 ・ 検 査 等 に つ い て

技 第 78号  
道 環 第 118号  
平成17年 6月 1日

関係各課の長  
県土整備部出先機関の長  
他機関の長

県土整備部長

落橋防止装置工の設計・施工・検査等について(通知)

このことについて、平成17年3月31日付け国官技第290号の2「土木工事施工管理基準及び規格値(案)の改定について」が参考送付されたので下記により通知します。

なお、今回の改定について「16年版土木工事仕様書」、「17年版土木施工管理基準」はすでに発行済みであり、追加改定の一部である落橋防止装置工について対応する必要があることから通知するものです。

また、各地域整備センター・事務所においては、貴管内市町村長に周知されるようお願いいたします。

記

1. 設計時の留意事項

- (1) 落橋防止装置を固定する下部工の設計図面(既存配筋図)を十分に確認のうえ、アンカーボルトの配置設計を行うものとする。
- (2) 既存配筋図が無い場合は、鉄筋探査器等を用いて既設構造物の配筋調査を行うものとする。

2. 施工時の留意事項

- (1) 設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設橋台・橋脚の配筋状況の確認を実施するものとする。
- (2) アンカー孔の削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行うものとする。
- (3) アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して請負者と監督職員が協議するものとし、当初に削孔した孔の削孔に要した費用と充填補修する費用は適切に調査・施工が実施された場合には設計変更の対象とするものとする。

### 3. 工期の変更

- (1) 工事発注後、所定の位置又は所定の削孔長が確保できないことが判明した場合で、アンカーボルト位置の変更が伴うことにより、ベースプレートの再製作が必要となることなどにより、協議に要する時間やベースプレートの再設計、再製作などに大幅な工期の延長が必要となる場合には、工期の変更を行うものとする。

### 4. 出来形管理基準及び規格値等

- (1) 請負者は、アンカーボルトの材料搬入時に設計図書に示す長さ・径・材質について全数確認するものとする。
- (2) 請負者は、出来形管理としてアンカーボルト孔の削孔長を曲がらない定規で全数確認することとし、その規格値は設計値以上とする。
- (3) 更に、請負者はアンカーボルト定着長の出来形確認として、超音波探傷器を用いて全数測定を行うこととし、その規格値は(設計値－20mm(または1D))とする。
- (4) 上記(1)～(3)の資料、及び、実施状況について写真・ネガフィルム等を監督職員へ提出するものとする。

### 5. 段階確認上の留意事項

- (1) アンカー定着後に監督職員が定着長の全数を段階確認する。  
なお、確認の方法は、アンカーボルト定着後に超音波探傷器による確認、請負者の施工管理資料の書面確認を組み合わせるものとする。

### 6. アンカーボルト定着長の測定方法

- (1) 国土交通省で作成した「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)」に基づき超音波探傷器に精通した第三者機関が実施するものとする。
- (2) 請負者は、測定技術者の資格を証明する書類の写しを監督職員に提出するものとする。

### 7. 適用月日

- ・ 平成17年6月1日以降契約の工事に適用。

(参考) 1. 「土木工事施工管理基準及び規格値(案)の改定について」(別添)

(別添資料 出来形管理基準及び規格値の改定概要)

(別添資料 出来形管理基準及び規格値・写真管理基準)

2. 落橋防止装置工の規格値及び写真管理については、ホームページにも掲載し公表する予定です。